

岡山県における木炭重要物産同業組合の動向 —— 若干の補遺 ——

竹内 庵

The Movement of Charcoal Trade Associations for Important Products
(Mokutan Juuyou Bussan Dougyou Kumiai) in Okayama Prefecture
— A Supplementary Survey —

Ihori TAKEUCHI

ABSTRACT

The writer confirmed in the previous paper that Charcoal Trade Associations in Okayama Prefecture contributed greatly to the reformation of the production and distribution process of the industry in the period toward early Shouwa, responding to the market structural change of the industry, and added that these aspects of trade associations in Japan weren't studied enough in the historical studies of trade associations.

Following the previous paper, the present paper tries to make clearer the historical place of Charcoal Trade Associations in Okayama in a broader perspective, by taking up the case of trade associations in Kagoshima Prefecture as another example, and further, the production movement as well as expenditure data of Charcoal Associations in Okayama.

KEYWORDS : trade association, early Shouwa

はじめに

前稿^①で検討した岡山県における木炭重要物産同業組合の動向は、従来の同業組合研究史上検討されることの少なかった領域を相当明確に示しており、極めて重要である。つまり従来大正末から昭和期にかけての同業組合の役割について、それぞれの産業の発展ないし展開の中で対応し得なくなりむしろ阻止的に働くようになったとする見解が一般的といえるのであるが、そうした中で岡山県の木炭同業組合は当該時期に木炭業の生産・流通上の構造改革に大きく寄与している点を指摘したのである。

そうした点について、前稿では史料を提示しながら論証したのであるが、そこではもっぱら記述史料のみの検討に終始したといえる。記述史料だけでも基本的論点は示し得たと考えるが、本稿では、①岡山県における木炭業を取り巻く状況を少し広い視野から捉えるために、木炭業ではかなりの生産県であった鹿児島県の場合を取りあげ概観すること、②前

稿で対象とした岡山県下の5組合に関わる生産量、組合事業費のデータを整理すること、以上2点を通じて前稿の検討により客観性を与えたいというのが趣旨である。

まず、近代における木炭需要の構造変化の中で同業組合がどう関わっていったかについて、鹿児島県の場合を概観することから始めよう。

1. 木炭の需要構造の変化と同業組合 —— 鹿児島県の事例を通して ——

江戸期から明治以降の近代にかけて木炭の需要構造が大きく変化する点について、『鹿児島県木炭史』^②は次のように述べている。

江戸、京都、大阪などのいわゆる三都をはじめ、少なくとも冬の寒気がそれほど極端に低下しない江戸以西の有力な城下町や宿場町などでは、商家や中級以上の武家を中心に冬期の暖房用具として、木炭を使用する長火鉢などの火鉢類が、主として江戸時代の後期に入って普及し

ていったが、さらに明治以降における都市の発達には、特に市街地における囲炉裏をもたない新たな建築様式の普及とあいまって暖房用木炭の需要を急速に増大させることとなった。このため、前述のように明治中、後期におけるたたら製鉄の衰退に伴って、従来の製鉄用の木炭は次第にその一部がこのような都市における暖房用木炭の製造に転換することとなり、かつての製鉄地であった中国山地や北上山地は俄に有力な製炭地として木炭市場に進出してきたのである³⁾。

以上は都市化に伴う新需要と製鉄業の衰退に伴う家庭暖房用への需要の転換を明快に示しているが、一方工業用炭の需要も増大することになる。工業用炭の需要さらには交通網の拡大が山地を繋ぐことになる。これらについては『鹿児島県木炭史』は次のように述べる。

単に木炭による製鉄や鍛冶屋用などに限らず、白炭は特に鋳物用製造などに欠かせない燃料であり、その需要は明治中期以後のわが国における資本主義の発達に伴ってますます増大することとなった。前述の日州御手山の白炭も大阪などへ移出され、ほとんど鋳物製造などの工業炭として用いられていたものである。

鹿児島県の木炭は、当時特に原生林の樹木を製炭する場合が多く、このため大木が多かったが、処理の困難な大木の場合には主として枝のみが製炭され、幹はそのまま放置して朽るにまかせていたといわれるほどで、元来家庭用として好まれる「小丸」のような上品な木炭の製造には不向きな体質をもっていた。

この傾向は「親方制度時代」においても同様であり、この時代に大量に移出された県内産の木炭の大半は工業用炭であった。もっとも、木材資源が次第に減少してくるにつれ、頭初伐採したまま放置していた大木の幹は、その根本の切口にハッパを仕掛けて適当な大きさに縦割りに引き裂いてから製炭するようになったが、このような木炭は姿形を大切にす家庭用炭としては如何にも不向きなものであった。

このように、木炭に対する新たな、しかも大規模な需要の発生は、主として関西や関東などの遠隔地においてみられたが、鉄道網や道路網の拡充に支えられて鹿児島県もその供給圏に入り得たために、前に述べた火の河原集落のような耕地の乏しい山村に確固たる現金収入源をもたらすこととなり、木炭は、鹿児島県内の少なからぬ山村に一つの生産基盤を与えることとなったのである⁴⁾。

以上は、鹿児島県の視点からみた明治以降のわが国の木炭需要の構造変化を述べたものであるが、こうした全国的な動向は先の記述に「中国山地」が指摘されているように、岡山山地にとっても大きな背景となる動向といえよう。こうした需要構造の変化と生産量の増大に伴い、全国的にも品質の向上と規格化が要請されてくるのであり、それが各地に木炭同業組合を形成させていく大きな要因をなしたと捉えることができそうである。

全国的な木炭同業組合の結成状況と鹿児島県下の同業組合結成について『鹿児島県木炭史』は次のように述べる。

このように木炭の生産量が急速に増大するにつれて品質の向上と共にその規格化が強く求められることになった。これは全国的傾向であり、すでに明治三年（一九〇〇）には「重要物産同業組合法」が成立し、粗製を戒め、検査を厳重に行い、共販制度によって無意味な競争を防ぐために、従来の任意組合にとって代るべき法的同業組合の結成が促されていった。木炭に関しては当時の主要な木炭生産県を中心に主として市郡単位で次々とこの同業組合法に基く団体が結成されていったが、特に先進的な大分県では明治三七年（一九〇四）の「下毛郡木炭同業組合」を皮切りに、全国に先がけてその結成が行われていった。

鹿児島県においては大正八年（一九一九）六月に、同法に基く「鹿児島県木炭同業組合」が結成され、河野庄太郎氏が組合長となり、事務所が鹿児島市易居町におかれている。鹿児島県では、確かにその結成がおくれたが、これが全

県的組織となり得たのは全国的にも数少い例の一つである⁽⁵⁾。

ところで鹿児島県ではその後、同業組合の検査が次第に強化されていったようであるが、昭和期に入り不況下の昭和5年3月に県営検査が施行されるに至っている。この間の状況について『鹿児島県木炭史』は次のように説明している。

慢性的な不況による木炭価格の低落が、全国的にますます深刻になるにつれて、前述のような著しい低品質の鹿児島県産の木炭を、品質の向上によって多少とも有利な取引に導くことは、山村の振興にとって、まさに焦眉の急を要することであった。

そこで、このための一つの施策として、従来の同業組合の自主検査にとって代るものとして、県営による厳正な権威のある検査制度の確立は有効な方法であった。

すでに岩手県においては大正十年（一九二一）に県営検査を実施していたが、その有効性が確かめられるにつれてその後主要な木炭生産県では相次いでこの方法を採用することとなった。このため、鹿児島県においても県営検査の実施を求める機運が高まり、遂に、昭和五年三月、告示一二二号によって同年四月一日より鹿児島県木炭検査所を県庁内に設置することとし、県令二二号によって、木炭検査規則を定め、同年四月一日から実施することとした。規則の詳細については巻末の条例集に譲るが、木炭検査規則の総則に「本県内ニ於テ生産セラレタル木炭ハ本令ニ依リ検査ヲ受ケタルモノニ非サレハ授受又ハ移出スルコトヲ得ス……」とし、県営検査の徹底化を目指している。また、その規格については、黒炭、白炭、半白炭、など、それぞれ種類毎に詳細な規定が設けられているが、これからはほぼ昭和四年の商工省告示による「日本標準木炭規格」に準じたものと思われる。同時に、告示一二七号によって木炭検査所規定が定められ、また検査を受ける木炭に付する各等級の標準木炭を査定する機関としての「標準木炭査定令」の規定が告示一二八号で定

められた。これによれば、会長は山林に関する主務課長が当り、二〇名以内とされる委員は県木炭同業組合役員、学識経験者、主務課および木炭検査所の官吏、吏員中から知事が囑託または任命することになっていた。

また、木炭検査所の実際の業務は各々の生産地で行う必要があるため、県内の大部分の町村に検査員の駐在所が定められ、その受持区域が告示一二九号で決められた。各地の駐在所は同年四月一日付まで任命された各検査員の自宅があてられたようである⁽⁶⁾。

以上のように、鹿児島県における木炭同業組合の結成過程と同業組合の検査さらには県営木炭検査制度の施行といった流れを見ていくと、この時期における木炭業を取り巻く全国的市場環境の変化とそうした中における同業組合の役割も浮彫にされているように思われる。またこうした過程で地方行政の役割が大きいことも見えてくるのである⁽⁷⁾。

尚、『鹿児島県木炭史』は県営検査実施について、昭和5年の「県告論二号」の内容の一部を掲げているので示しておこう。

本県ノ林野面積ハ全地積ノ約七割ヲ占メ利用開発ノ如何ハ輒近萎靡セル農山村ノ振興ニ至大ノ関係ヲ有ス就中木炭ハ年産額一千八百万貫価格三百万円ヲ超エ県下重要物産ノ一ニシテ其数量ニ於テ全国第六二位シ約七割ハ県外ニ移出品タリ然ルニ之ヲ他府県産ニ比スルニ其ノ質ニ於テ常ニ甚シク遜色アルハ頗ル遺憾トスル所ナルヲ以テ県ハ夙ニ斯業ノ發達ト当業者ノ自覚トニ努メタルカ大正八年県下（大島郡ヲ除ク）ヲ区域トセル木炭同業組合組織成リ爾来十年間組合ニ於テ之カ検査ヲ施行シ稍々其ノ面目ヲ改メタルト雖未タ其目的ヲ十分ニ貫徹シ得サルノ状態ニアリ（中略）然ルニ客年十二月通常県会ニ於テ木炭県営検査ニ関スル建議案提出セラレ木炭検査ハ之ヲ県営トナシ權威アル検査ヲ施行シ以テ当業者ノ福利増進ノ途ヲ講スヘシトノ議多数ヲ以テ通過シ意見書ノ提出ヲ見ルニ至レリ

茲ニ於テ県ハ本件ニ関シ慎重ナル調査研究ヲ遂ケタル結果生産ノ指導奨励ヲ統制シ一貫シテ

品質ノ向上ヲ図リ以テ県下ノ重要物産タル木炭ノ声価発揚ニ努ムルタメ昭和五年四月一日ヨリ県営検査ヲ施行スルコト（後略）⁸⁾

以上の叙述においても、生産量の拡大と市場の多様化といった胎動の中で品質の確保（＝規格統一）を保障する検査制度が鹿児島県の当該期の大きなテーマとなっていることが理解できる。

以上『鹿児島県木炭史』を基礎史料として、鹿児島県下における木炭同業組合の設置とその後の展開について粗方の動向を見たが、鹿児島県の場合全国的な需要構造の変化に、同業組合は全体としては対応しつつ機能していたという印象を受けるのであり、昭和期への県営検査にもスムーズに移行したように思われる。ただ『鹿児島県木炭史』では同業組合内部における生産者と商人（問屋・仲買・小売等）との関連がほとんど記述されていないので、木炭業自体の生産・流通上の改革の実相は必ずしも見えてこない点は、筆者が前稿で検討した岡山県の木炭同業組合の場合との違いといえよう。しかし大正期から昭和期にかけて木炭業の発展に同業組合が阻止的な存在ではなく、少なくとも発展に対応して機能しており、そうした同業組合の存在を前提として検査のより厳格な県営検査を抵抗なく容認することになった——その過程の具体的な検討は必要だろうが——といえるのではなかろうか。木炭業の同業組合は設置時期が全国的に遅いといえるので、その点で他の業界と同列に述べ得ない点も考慮する必要があるが、鹿児島県における同業組合も岡山県の場合と大きく異なるものではなく、当該期に一定の重要な役割を担いながら機能していたと思われるのであ

る。

いずれにしても昭和期にかけての木炭市場から来る厳しい要請——製品の規格統一——にどの産地も目をそらすことはできないという状況があったことは、本節の検討を通じて確認できたといえよう。

2. 岡山県における木炭重要物産同業組合の生産動向と組合事業費

本節では、前稿で検討した岡山県における木炭重要物産同業組合の5組合（阿哲郡木炭同業組合、川上郡木炭同業組合、苫田郡木炭同業組合、真庭郡木炭同業組合、岡山県久米郡木炭同業組合）について、その生産動向と組合事業費の基礎的データを確認することにしよう。

まず5組合の生産動向を一括して表1～表5に掲げている。生産量の単位が阿哲郡、川上郡、苫田郡の場合は「俵」で示され、真庭郡、久米郡⁹⁾は「貫」になっているので全体の比較はできないが、金額で見ると（これについては苫田郡が示されていない）、大正7年創立の阿哲郡木炭同業組合が最大で70万円台まで拡大しており5組合の中で規模が最も大きいようである。次には大正11年の創立だが真庭郡木炭同業組合も50～60万円台まで拡大していることが解る。

さて組合創立以来の生産動向を見ると、阿哲郡、川上郡、真庭郡、久米郡の4組合は年度による変動はあるものの総じて組合創立後拡大しているといえよう。苫田郡の場合は拡大的とはいえないかも知れないが、生産規模は一定程度維持していることが解る。

表1 阿哲郡木炭同業組合の生産動向

	生産量 (指数)	生産額 (指数)
大8	57,149俵(100)	79,336円(100)
9	339,906 (594)	441,876 (556)
10	417,149 (729)	641,813 (808)
11	451,848 (790)	710,580 (895)
12	472,297 (826)	640,559 (807)
13	486,988 (852)	609,738 (768)
14	492,045 (860)	664,433 (837)
15(昭元)	472,316 (826)	585,847 (738)
昭2	494,624 (865)	632,632 (797)

注 1. 白炭、黒炭の合計値である。
2. 『岡山縣重要物産同業組合誌』475頁より作成。

表 2 川上郡木炭同業組合の生産動向

	生産量 (指数)	生産額 (指数)
大 9	27,505俵(100)	26,817円(100)
10	28,164 (102)	164,388 (612)
11	100,823 (366)	147,877 (551)
12	121,951 (443)	180,207 (671)
13	134,307 (488)	304,113 (1,134)
14	144,447 (525)	224,203 (836)
15(昭元)	123,870 (450)	199,208 (742)
昭 2	127,196 (462)	188,511 (702)
3	91,415 (332)	128,733 (480)

注 1. 29品種の木炭の合計値である。
2. 『岡山県重要物産同業組合誌』501・502頁より作成。

表 3 苫田郡木炭同業組合の生産動向

	検査総数量(指数)	不合格	計(差引)(指数)
大10	223,174俵(100)	17,193	205,981(100)
11	205,966 (92)	11,234	194,732(94)
12	225,529 (101)	11,304	214,225(104)
13	228,398 (102)	8,426	219,972(106)
14	232,560 (104)	8,726	223,834(108)
15(昭元)	225,782 (101)	7,128	218,654(106)
昭 2	254,860 (114)	5,575	249,285(121)

注 1. 合計欄は「堅木炭」「雑木炭」それぞれの「検査総数量」から「不合格」を差引した数値を示している。
2. 昭和2年度については、「生産検査省略のもの」が堅木炭、雑木炭の合計で41,915俵、不合格51俵あり、これを含めた数値を示している。
3. 『岡山県重要物産同業組合誌』509・510頁より作成。

表 4 真庭郡木炭同業組合の生産動向

	生産量 (指数)	生産額 (指数)
大11	592,740貫(100)	163,184円(100)
12	1,257,658 (212)	418,098 (256)
13	1,550,740 (261)	531,288 (325)
14	1,671,466 (281)	589,502 (361)
15(昭元)	1,463,048 (246)	503,811 (308)
昭 2	1,854,503 (312)	621,479 (380)
3	1,837,476 (309)	473,931 (290)

注 1. 堅木、雑木それぞれの白炭、黒炭の合計である。
2. 『岡山県重要物産同業組合誌』519頁より作成。

表 5 岡山県久米郡木炭同業組合の生産動向

	生産量 (指数)	生産額 (指数)
大 4	338,100貫(100)	21,513円(100)
5	262,250 (77)	19,972 (92)
6	311,270 (92)	43,444 (201)
7	336,200 (99)	58,465 (271)
8	354,400 (104)	99,752 (463)
9	378,000 (111)	108,683 (505)
10	261,250 (77)	69,236 (321)
11	388,820 (115)	116,646 (542)
12	421,840 (124)	126,552 (588)
13	462,560 (136)	148,000 (687)
14	509,325 (150)	178,264 (828)
15(昭元)	615,553 (182)	215,444 (1,001)
昭 2	879,739 (260)	288,563 (1,341)
3	636,574 (188)	178,665 (830)

注 1. 黒焼木炭のみの合計である。
2. 『岡山県重要物産同業組合誌』531頁より作成。

表6 阿哲郡木炭同業組合の事業費構成の変化

	検査費 (内検査員給料)	製炭改良費	販路調査費	表彰費	合計 (指数)
大7	82.7(20.5)	17.3	—	—	693円(100) 100.0
8	93.0(58.8)	7.0	—	—	4,137 (597) 100.0
9	93.8(39.5)	6.2	—	—	7,854 (1,133) 100.0
10	84.5(33.2)	10.6	3.9	1.0	10,103 (1,458) 100.0
11	85.3(38.0)	10.9	2.7	1.1	12,581 (1,815) 100.0
12	83.3(33.3)	11.7	5.0	—	13,352 (1,927) 100.0
13	83.9(36.0)	14.8	1.1	0.2	15,270 (2,203) 100.0
14	87.9(39.1)	11.6	0.5	—	15,364 (2,217) 100.0
15(昭元)	85.4(37.8)	13.7	0.9	—	16,182 (2,335) 100.0
計	86.1(37.9)	11.7	1.9	0.3	100.0

注 『岡山縣重要物産同業組合誌』487頁より作成。

以上が生産量(額)の動向であるが、以下では組合事業費の内容とその変化を見ることにしよう。

まず阿哲郡木炭同業組合から見てみよう。表6は同組合の組合事業費の変化を示したものである。本表によって大正7年以降の当組合の事業費をフォローしていくと、一貫して事業費が拡大していることが明らかである。組合活動はこの間活発化したことは間違いないといえよう。事業費の内訳を見ると、一覧して明らかのように検査費の割合が全期を通じて80%を超え、平均で86.1%に達している。検査費の内訳は表には検査員給料以外は示していないが、全期の平均でみると、検査員給料(37.9%)が中心で、他は検査員旅費(9.0%)、雑給(0.7%)、需用費(13.0%)、雑費(0.7%)、賞与金(3.3%)、特別給与金(17.8%)、証紙取扱費(3.7%)からなっている。大項目二番目の製炭改良費が通年で11.7%を占め検査費の次に多い。製炭改良費の内訳

は、講習講話費(3.9%)、共進会奨励費(3.7%)、製炭教師費(3.5%)、製炭視察費(0.6%)、となっていた。ところで製炭教師費は大正12年に登場するが、同年わずか6円であったものが、以後、大正13年、418円、14年、953円、昭和元年、1,660円と急拡大していることが注目される。この時期製炭技術改良に極めて力点が置かれていることが解る。尚販路調査費(1.9%)、表彰費(0.3%)は大正10年以降登場するが比率は低い。以上のように見てくると当組合の場合、事業費のほとんどが検査関連と製炭改良関係に向けられており、当組合の当該期における最大の課題が何であったかが如実に示されているといえる。つまり製炭技術の改良と製造過程の検査を徹底することによって製品の品質を確保すること——規格の統一——がポイントであったのである。

元来阿哲郡木炭同業組合は、明治以降の需要構造の変化(特に製鉄用木炭市場の喪失)に対応できな

表7 川上郡木炭同業組合の事業費構成の変化

	俸給恵与	旅費	調査費	伝習費	品評会費	証紙証票 等関係費	計
大9	59.1	14.6	—	5.2	—	21.1	2,081円(100) 100.0
10	57.0	21.9	1.5	—	2.7	16.9	3,376 (162) 100.0
11	58.7	22.7	—	6.6	—	12.0	4,058 (195) 100.0
12	59.2	19.5	—	5.2	—	16.1	4,413 (212) 100.0
13	56.5	23.0	—	5.3	—	15.2	4,307 (207) 100.0
14	55.2	19.9	2.2	4.2	1.7	16.8	4,574 (219) 100.0
15(昭元)	56.1	22.8	1.9	3.1	1.8	14.3	4,721 (226) 100.0
昭2	58.3	24.7	2.1	1.3	1.2	12.4	4,721 (226) 100.0
計	57.4	21.6	1.0	3.8	1.0	15.2	100.0

注 『岡山縣重要物産同業組合誌』504・505頁より作成。

い状況が続く中、生産・流通改革を志向して登場したといえるのであるが⁽¹⁰⁾、組合設置以降の10年程の経過の中で『岡山縣重要物産同業組合誌』は組合活動の成果を次のように評価している。

如斯一面製炭法の改良と共に撰別、調製、俵装等に関し検査の励行を期し着々として改良の域に進み同業組合創立以来正に十ヶ年の歳月を閲し本郡木炭界の状況実に昔日の面目を一新せるの観を呈せり⁽¹¹⁾

事業費構成の内容を検討すれば、以上の叙述にみられる評価も理解できるといえよう。尚、『岡山縣重要物産同業組合誌』は「検査方法の変遷」についても次のように述べるのである。

組合員協同一致して品質の改良及営業上の弊害を矯正し其の利益を増進するを以て目的とするものなれば之が統一を期する上に於て検査は組合重大なる関係を有するを以て適任の検査員を各町村毎に一名（内地区を広く組合員多き村には二名若くは三名）を現在二十三名を任用

し、各町村に駐在生产輸出の検査に従事せしめつゝあり内二名は監督検査員として事務所詰とし時々出張監督せしむ⁽¹²⁾。

こうした検査の実態が組合事業費に反映しているといえよう。

次に川上郡木炭同業組合を見てみよう。表7が同組合の事業費構成の変化を示している。

まず表7の組合事業費の合計欄を見ると、組合創設3年目で4千円台に急増し以後も増大傾向にあることが解る。費目構成では検査費の項目がないが、他の組合の事例から「俸給恵与」「旅費」が検査費に相当するものと思われる。その俸給恵与は55～59%の間で、旅費も20%前後でほぼ安定的に動いており、この2費目で通年では79%を占めていることが解る。川上郡の組合の場合も検査関連の事業費の割合が圧倒的であるといえよう。証紙証票等関係費（15.2%）（この内訳は「証紙証票調整費」10.7%、「証紙売下手数料」4.5%）も製品の品質を保証するためのコストと考えられるので、広い意味で検査

費といえるかも知れない。他は調査費（1.0%）、伝習費（3.8%）、品評会費（1.0%）からなっている。

川上郡の場合、産地内部の統制が充分にとれていないことが「仕向地仲買業者に壟断せられ」る状態を生み出しており、そしてそのことが同業組合結成に至る大きな背景であったのであるが、組合設置後の変化について『岡山縣重要物産同業組合誌』は次のように述べているのである。

大正九年十月二十六日同業組合設置の認可を得組合は更に製品検査、製炭講習、巡回指導、販路調査に鋭意力を盡し其の指導宜しきを得たると営業者の自覚発奮と相俟ちて旧来の日焼も大に改良し製炭増収は山林価格に影響し、当業者能く定款を遵守し検査又厳にして市場の歓迎を得茲に全く旧来の陋習を打破して一新紀元を画せり、現時に於ては検査規格に依り取引行はれ常に市場の好評を得るに至れり⁽¹³⁾

川上郡の場合、以上のような販売市場の変化だけではなく産地内における生産者（製炭者）と「経営者」（「問屋」的存在と考えられる）との関係にも大きな変化を与えたことが窺われたのであるが⁽¹⁴⁾、そ

うした変化を生み出した組合活動の事業費構成が表7で示されているのである。

本組合の「検査方法の変遷」の記述も以下で示しておこう。

本組合創立当時は常時検査員二名駐在臨時検査員二名を置き生産検査、輸出検査に分ち生産検査は随時随所に於て行ひ、輸出検査は生産証紙の貼用せるものにして郡外へ販出するものに付検査所又は当業者の請求に依り実地に於て之を行ふ、而して検査は俵装量目を規定に照し内容は手鉤を用ひ又は開俵し最も厳密に励行しつゝ、ありしが駐在臨時検査員は動もすれば情実に流れ易く、検査の励行困難なるを以て大正十年十月より臨時検査員を發し新に常時検査員二名を増加し極力検査に従事せしめたるも最盛期に於ては普く請求に応じ難く従て検査の励行不可能なりしを以て大正十一年十二月より更に常時検査員一名を増員し各受持区域を定め専ら検査の励行に努力しつゝ、あり⁽¹⁵⁾。

組合創設後検査は嚴格化の方向にあることは間違いないといえよう。

表8 苫田郡木炭同業組合の事業費構成の変化

	検査費 (内検査員俸給)	備品費	消耗品費	図書及 印刷費	通信運搬費	合計
大10	94.0(41.4)	1.4	0.1	4.3	0.2	3,815円(100) 100.0
11	95.3(43.8)	1.6	0.1	2.7	0.3	5,002 (131) 100.0
12	95.1(45.9)	0.3	0.1	4.3	0.2	6,220 (163) 100.0
13	97.1(51.9)	0.2	0.1	2.4	0.2	6,748 (177) 100.0
14	97.4(51.4)	0.3	0.1	1.9	0.3	6,798 (178) 100.0
15(昭元)	95.7(49.0)	0.6	0.5	3.0	0.2	6,723 (176) 100.0
2	96.6(50.0)	0.3	—	2.9	0.2	7,484 (196) 100.0
計	96.0(48.2)	0.6	0.2	3.0	0.2	100.0

注 『岡山縣重要物産同業組合誌』515頁より作成。

さて次に苫田郡木炭同業組合に移ろう。表8が同組合の大正10年～昭和2年における事業費構成を示している。

本表の合計欄から窺われるように、事業費は昭和2年まで拡大傾向を示している。事業費構成をみると、当組合の場合も検査費の割合が圧倒的である。因みに検査費の内訳を示しておく、全期を通じて、検査員俸給(48.2%)、同旅費(8.8%)、同賞与(38.2%)、同被服費(0.2%)、検査事務所費(0.6%)となっていた。苫田郡の場合、郡長自らが同業組合長として活動を主導している点が特筆されるが⁽¹⁶⁾、当組合創設当時「販売業者側相当有力なりし為め総て組合事業経営上に於て支障を招致し」⁽¹⁷⁾といった状況に、組合がどう対応したかについて前稿では注目した。詳細はくり返さないが、従来の同業組合研究においてほとんど指摘されていない生産・流通構造の改革に寄与した点を史料に基づいて指摘したのである。

つまり「組合設置以前には相当不良商人ありて且不正木炭を之亦悪用して販売を行ふ等の場合ありたる為め、其の炭価に少なからざる失墜を招く等の関係も相当多かりしも本組合の取締励行と検査の正確

とに依り漸次之等を撲滅し声価の隆盛に赴くに至りたる等相当なる効果を挙ぐるを得たるのみならず等級別に依り生産者消費者間の直接取引の激増を見るに至り」といった記述が『岡山縣重要物産同業組合誌』にあるが⁽¹⁸⁾、こうした変化に同業組合が関わっていることは否定できないことを前稿では示したのである。そうした組合活動の中心に検査活動があったことはいうまでもないのである⁽¹⁹⁾。

次に真庭郡の検討に移ろう。表9が真庭郡木炭同業組合の事業費構成の変化を示している。

真庭郡の組合も組合活動期間が短い、検査費関連(検査費と検査員制服費)が86.8%を占めている。当郡も組合設置に際し郡長の役割が大きい、組合設置後の変化を『岡山縣重要物産同業組合誌』は次のように述べている。

組合設置当時に在りては当業者は徒らに従来の旧套に捕はれ組合の定款に違背し各自の利便を主張して物議を醸したること屢々なりしが其の趣旨の徹底と需給の大勢に順応するの必要は日に月に感知する所となり、改善年と共に顕著にして検査は励行せられ製品統一し従って価格の向上となり漸次名声を發揚するに至れり⁽²⁰⁾。

表9 真庭郡木炭同業組合の事業費構成の変化

	検査費	証札費	奨励費	検査員制服費	講習講話費	共進会費	合計
大11	75.1	22.5	—	—	2.4	—	4,076円(100) 100.0
12	93.5	6.5	—	—	—	—	4,391 (108) 100.0
13	83.2	8.3	0.7	5.1	2.7	—	5,483 (135) 100.0
14	81.2	8.7	3.6	4.2	—	2.3	7,619 (187) 100.0
15(昭元)	86.7	10.3	3.0	—	—	—	7,021 (172) 100.0
昭2	86.3	5.0	4.1	3.6	—	—	6,982 (171) 100.0
計	84.4	9.7	2.3	2.4	0.7	0.5	100.0

注 『岡山縣重要物産同業組合誌』521頁より作成。

表10 岡山県久米郡木炭同業組合の事業費構成の変化

	検査員 給料恵与	検査員旅費	講習講話費	品評会出品 奨励費	証紙料	其他	計 (指数)
昭元	89.2	0.3	—	—	5.3	5.2	1,873円(100) 100.0
2	59.6	8.6	3.2	2.2	12.8	13.6	3,749 (200) 100.0
計	69.4	5.8	2.2	1.5	10.3	10.8	100.0

注 『岡山県重要物産同業組合誌』534頁より作成。

ここでは検査の励行により製品の統一がなされたことを指摘しており、それが価格上昇に繋がったとしている点に注目しておこう。

最後に久米郡木炭同業組合の場合を見よう。表10が岡山県久米郡木炭同業組合の事業費構成を示している。当組合の場合も検査費関連が75.2%を占めており（証紙料を広い意味での検査費と考えると比率は80%を超える）、検査費が事業費構成の大きな柱になっていることは岡山県の他の木炭同業組合の場合と基本的には同様といえよう。

さて、久米郡の組合創設にも地方行政（特に郡行政）の役割が大きいことは既述の通りである。組合設立後間がないので活動実績はあまりないが、それでも組合設置後の変化を『岡山県重要物産同業組合誌』は次のように述べている。

組合の設置は品質の向上、容量の正確俵装の完備を期すること検査の主眼なるを以て各検査員は夫々生産者に対し其の意志を説示すると共に検査を公正厳格に実施しつゝあり、故を以て組合設置以来組合員も大に自覚し品質の向上に容量の正確に俵装の完備に努力しつゝあり、為めに営業品の声価を高め郡内消費者は勿論郡内販売業者より多大の歓迎を受けつゝあるは確かに組合設置の効果と謂ふべし⁽²¹⁾。

ここで組合設置は「品質の向上、容量の正確俵装の完備を期すること」が「検査の主眼」であるとしている点がポイントである。こうした点は前節で鹿児島県の事例でも窺えたように、木炭業のこの時期の共通テーマであったといえよう。すなわちここで

商品の質の確保——規格統一——を目標に厳格な検査を実施しつつあるとし、既に市場で評価されつつあると述べているのである。「検査方法の変遷」については『岡山県重要物産同業組合誌』に次の記述がある。

本組合は創立日尚浅く検査員の経験乏しきも定款に依り検査を実施し之が統一を期するを主眼とし屢々検査員の打合会を行い、或は主産地に於て各検査員を招集して立会検査を行い又は郡内を三区に分ち区毎に検査員の集合検査を実施し交互に批評会を試み以て検査員の鍛錬をなすと共に屢々検査監督員を巡回せしめ指導せり⁽²²⁾。

いずれにせよ久米郡組合の事業費の構成も他の組合と同様に検査費を中心とした内容であった。

以上阿哲郡組合から久米郡組合まで岡山県下の5つの木炭重要物産同業組合の生産動向と組合事業費の構成を検討してきた。ここで得られた事実について確認しておこう。

①5組合のうち苫田郡の組合については組合創設以降生産規模が明確に拡大したとはいえないが、一定量の生産規模の維持ないし若干上昇傾向を示していた。他の4組合は組合創設後いずれの組合も生産量、生産額共に明確な拡大傾向を示していた。

②組合事業費の検討では5組合いずれの組合も組合創設後事業費が拡大傾向にあり、組合活動は活発に展開したことが想定できた。事業費の構成では比重の違いはあれ、いずれの組合も検査費の占める割合が突出していることが共通点といえる。この点は

他の業界以上に検査業務の重要性を示しているかも知れない。

③尚、阿哲郡の場合、大正12年からであるが製炭教師費が導入されその後急増している点が注目された。他の組合には登場しない費目ではあるが、この時期どの組合も製炭過程の技術向上に相当関心を向けており、阿哲郡の場合特に「製炭改良費」の項目は顕著な動きを示したといえる。

おわりに

明治以降わが国の木炭需要の構造は大きく変化した。岡山県の場合、製鉄用炭から一般家庭用炭の変化が大きいと考えられるが、『鹿児島県木炭史』が指摘しているように、工業用炭を含め都市需要の新たな拡大の中で木炭業は大きく生産・流通の改変が迫られていったのである⁽²³⁾。こうした木炭を取り巻く市場構造の変化の中で、鉄道・道路網の拡充と相俟って各生産地は対応を模索することになるが、岡山県では明治以降の流れを前提に大正期に一斉に重要物産同業組合が設置されていったのである⁽²⁴⁾。

この大正期を中心とした市場構造の変化に岡山県の重要物産同業組合がどのような役割を演じたか、その点に焦点を当て検討したのが前稿であったが、前稿の議論により一層客観性を加えることを意図したのが本稿である。その意味では前稿に加えるべき新しい視点は無いが、岡山県の重要物産同業組合が木炭業の生産・流通構造の改革に重要な役割を果たしたとする前稿の主張は、本稿によって、鹿児島県の動向を視野に入れさらに特に組合事業費の検討によってより補強できたのではないかと考えるのである。

註

- (1) 竹内庵「岡山県における木炭重要物産同業組合の動向——生産・流通改革の視点から——」(『四国大学紀要』人文・社会科学編、第40号、2013年)。
- (2) 鹿児島県木炭史編纂委員会編・斉藤毅著『鹿児島県木炭史』(鹿児島県、1975年)。
- (3) 『鹿児島県木炭史』69頁。

- (4) 『鹿児島県木炭史』70～71頁。
- (5) 『鹿児島県木炭史』84頁。
- (6) 『鹿児島県木炭史』87～88頁。
- (7) 因みに先に引用した記述に、岩手県の県営検査を契機に重要な木炭生産県において相次いで県営検査が採用されていったとあるが、そうした過程がスムーズに進展したか否かについてはそれぞれの地域における実施過程を詳細に検討する必要があると思う。例えば宮崎県の場合であるが、県営検査をめぐって組合間で鋭い対立が惹起している。日向木炭史編纂委員会編『日向木炭史』(宮崎県、1965年)216頁前後を参照。石川県の絹織物業の場合における同業組合の検査と県営検査については、竹内庵「大正～昭和戦時期における同業組合の機能」(『四国大学紀要』A人文・社会科学編、第25号、2006年)及び竹内庵「小松内地向絹人絹織物工業組合の「定款」と「事業報告」」(『四国大学紀要』A人文・社会科学編、第30号、2008年)等参照。ここでは同業組合の検査権と県営検査制度の問題は、今後重要な論点の一つになるだろうという点の指摘に止めたい。
- (8) 『鹿児島県木炭史』88～89頁。
- (9) 当郡の場合重要物産同業組合の設立は大正15年であるが、組合結成がなかなか実現しないものの大正5年頃から組合結成への動きがみられている。『岡山県重要物産同業組合誌』(岡山県重要物産同業組合連合会、1930年)はその頃からの生産量(額)を掲げているのでそれを示した。
- (10) 当組合のこうした役割機能については、従来の同業組合研究の理解には一般にみられなかったものであり、極めて重要な役割として前稿で注目したところである。竹内「岡山県における木炭重要物産同業組合の動向」参照。
- (11) 『岡山県重要物産同業組合誌』472～473頁。
- (12) 『岡山県重要物産同業組合誌』476～477頁。
- (13) 『岡山県重要物産同業組合誌』499頁。
- (14) 竹内「岡山県における木炭重要物産同業組合の動向」参照。
- (15) 『岡山県重要物産同業組合誌』503頁。
- (16) 岡山県の木炭同業組合の場合、地方行政特に郡レベルの行政との関わりが強いといえる。郡長の指導的役割が明確になる阿哲郡、苫田郡、真庭郡、久米郡の例を参照。
- (17) 『岡山県重要物産同業組合誌』507頁。
- (18) 『岡山県重要物産同業組合誌』517頁。
- (19) 苫田郡の組合の検査状況については、『岡山県重要物産同業組合誌』511頁参照。
- (20) 『岡山県重要物産同業組合誌』518頁。
- (21) 『岡山県重要物産同業組合誌』536頁。
- (22) 『岡山県重要物産同業組合誌』531頁。
- (23) 因みに木炭需要の構造変化については、蚕糸業、

製茶業等の在来産業自体の発展に伴う在来燃料の需要拡大も視野に入れる必要がある。谷口忠義「在来産業と在来燃料——明治～大正期における埼玉県入間郡の木炭需給——」（『社会経済史学』第64巻，第4号，1998年）参照。尚，岡山県の場合も久米郡で木炭同業組合結成に向けて動いている大正11年に，製茶業，養蚕業の木炭需要の調査をしている。『岡山県重要物産同業組合誌』525頁に次のような記述がある。「……組合設立に関する調査及販路拡張調査をなす事とし村上氏は京都府及奈良県の製茶

並に養蚕に木炭使用の状況を調査し兵庫県下の既設組合，英田郡組合等を視察し其の最も適切にして効果多き事を認め……」。

- (24) 重要物産同業組合の設置には地方行政の役割——木炭業の場合特に郡政の役割——も忘れてはならない。尚，昭和3年にはこれらの木炭重要物産同業組合を統括する「岡山県木炭同業組合連合会」が結成されていることも重要である。『岡山県重要物産同業組合誌』442頁以下参照。

（竹内庵：四国大学短期大学部経済学研究室）

抄 録

筆者は前稿において、岡山県の木炭重要物産同業組合は大正末から昭和初期の時期において、市場構造の変化に対応して木炭業の生産・流通過程の改革に大きく寄与したことを確認した。そしてこの時期におけるこうした重要物産同業組合の役割については、従来の研究史のなかでは十分な検討がなされていなかったことを指摘した。

本稿では前稿の検討をふまえ、岡山県の木炭重要物産同業組合の歴史的 position をより広い視野から一層明瞭にするために、他の事例として鹿児島県同業組合の場合をとりあげ、さらに岡山県の木炭同業組合の生産動向と歳出データを検討する。

キーワード：同業組合，昭和初期